

テールゲートリフター操作特別教育について

(労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則第36条)

テールゲートリフターは、ロールボックスパレットや台車などと組み合わせて使用することにより、場所を選ばずに荷台からの荷の積卸しを簡便にする昇降装置として広範に使用され、近年特にその普及が進んでおります。

しかし、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生しており、令和6年2月1日からテールゲートリフターの操作の業務は特別教育が必要な業務に加えられました。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
	関係法令	0.5 時間
実 技	墜落制止用器具の使用法等	1.5 時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。